

第 1 2 4 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 3 日 開会

令和 6 年 6 月 7 日 閉会

南 部 町 議 会

第 1 2 4 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○散会の宣告	13

第 2 号（6月5日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した者の職氏名	16
○開議の宣告	17
○一般質問	17
工 藤 愛 君	17

夏堀剛充君	27
小橋昭裕君	30
○散会の宣告	33

第 3 号（6月7日）

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	36
○出席議員	36
○欠席議員	37
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した者の職氏名	37
○開議の宣告	38
○報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○報告第11号の上程、説明、質疑	50
○報告第12号の上程、説明、質疑	51
○報告第13号の上程、説明、質疑	52
○報告第14号の上程、説明、質疑	53
○報告第15号の上程、説明、質疑	54
○報告第16号の上程、説明、質疑	54
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	61

○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○常任委員会報告	6 9
○委員会の閉会中の継続調査の件	6 9
○議員派遣の件	7 0
○日程の追加	7 0
○町長追加提出議案提案理由の説明	7 1
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○閉会の宣告	7 3
○署名議員	7 7

令和6年6月3日（月曜日）

第124回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第124回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年6月3日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 55号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10 番	山 田 賢 司 君
11 番	八木田 憲 司 君	12 番	中 舘 文 雄 君
13 番	工 藤 正 孝 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企 画 財 政 課 長	菅 谷 信 也 君
交 流 推 進 課 長	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君

住 民 生 活 課 長	夏 堀 勝 徳 君	福 祉 介 護 課 長	戸 室 正 樹 君
健 康 こ ど も 課 長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商 工 観 光 課 長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医 療 セ ン タ ー 副 参 事	久 保 佳 輝 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社 会 教 育 課 参 事	柳 久 保 正 弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	主	査	佐 々 木 慶
主	査	小 泉 清 夏		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第124回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員長の報告

○議長（工藤正孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司） おはようございます。

去る5月24日に議会運営委員会を開催し、第124回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告13件、条例など4件のほか、令和6年度各会計補正予算2件であります。その他の案件として常任委員会報告などがあります。

一般質問は3名から通告があり、一般質問通告一覧表のとおり行うことといたしました。

以上のことを踏まえまして、本定例会の会期は本日6月3日から7日までの5日間としました。

なお、会期中4日、6日は議案熟考のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番山田賢司君、11番八木田憲司君を指名します。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、6月3日から6月7日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月7日までの5日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました5日間の会期中、6月4日、6日は議案熟考のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの2日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

今期定例会の上程は、町長提出の案件が、報告13件、議案6件、ほかに常任委員会の報告などがあります。

日程により、それぞれ議題にします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは定例会の開会にあたりまして、ご挨拶と提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第124回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

昨年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されてから、1年あまりが経過しました。

社会経済活動の正常化が進み、4月下旬から5月上旬の大型連休期間中における、全国の行楽地の盛況ぶりが報道されておりましたが、当町におきましても、春のイベントが盛大に開催されたところであります。

4月20日と21日には「南部町春まつり」が、21日には「果樹の花見散策ウォーク」が開催さ

れ、今年は天候に恵まれ、また桜や果樹の花も見頃となり、ご来場いただいた皆様に、当町の春ならではの魅力を実感していただきました。

また、5月14日から26日まで開催された「南部町ぼたんまつり」は、16日には園内の牡丹が満開となり、今回からの新たな試みとして、17日から25日まで夜間のライトアップを実施したところであり、華麗に咲き誇る大輪の花と、園内に漂う優雅な香りを楽しんでいただきました。

長谷ぼたん園に関連しましては、5月22日に、「日本ぼたん協会の総会」が、23年ぶりに当町を会場として開催され、来町された全国の牡丹園経営者や、生産者、販売者、愛好者など、協会会員の皆様に、当町の園地をご見学いただいたところでもあります。

5月26日には「名久井岳アドベンチャーフェスティバル」が開催され、こちらも天候に恵まれ、トレイルランニングのほか、山ヨガやモノづくり体験など、多彩な催し物を楽しんでいただきながら、名久井岳とチェリリン村周辺の豊かな大自然を満喫していただきました。

今月下旬から始まる「さくらんぼ狩り」をはじめ、7月開催の「ジャックドまつり」など、今後予定される町のイベントも、活気にあふれるものとなることを期待するものであり、こうしたイベントと併せて、豊かな農産物など、当町の魅力を積極的にPRしながら、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、能登半島地震の被災地支援についてであります。1月1日の地震発生から5か月が経過しましたが、被災地においては、いまだ水道が復旧していない地域もあり、改めて被災された皆様、並びにご家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災した自治体の職員の業務は多忙を極めており、復旧・復興に向けた支援が必要とされている背景を受けまして、当町では、総務省の応急対策職員派遣制度に基づき、被災自治体の対口支援団体に決定された青森県からの要請に対応し、これまで2名の応援職員を被災地へ派遣したところでもあります。

1月19日から25日までは富山県射水市へ、5月12日から18日までは石川県志賀町へ、選任された職員を1名ずつ派遣しておりまして、それぞれ、被災地における住家被害認定調査業務に従事してまいりました。

また、災害義援金といたしましては、役場庁舎や各支所へ設置した募金箱に、多くの町民の皆様方から義援金をお寄せいただいているほか、南部中学校生徒、福地小学校児童、NPO法人などからお預かりした義援金を、日本赤十字社を通じて被災地へお届けしたところであり、今後も引き続き、国や県と連携しながら、被災地の一刻も早い復旧・復興のため、できる限りの支援・協力を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、4月29日付で発令された春の叙勲であります。当町から、金澤正一氏が、消防功勞で、瑞宝単光章の受章の栄に浴されました。

また、危険業務従事者叙勲におきまして、工藤広美氏が、防衛功労で、瑞宝単光章の受章の栄に浴されました。

それぞれの分野における、長年にわたるご尽力の賜であり、そのご功績に対し敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げるものであります。

次に、農業や農作物の生育に関する状況であります。去年は「地球沸騰化」と言われるほど気温の高い日が続いたところでありましたが、今年は4月に入り、平均気温がやや高めに推移したことから、果樹の開花は、平年より5日から10日程度早まっているという状況であります。

開花時期が早い年は、その後の生育が心配されるところであります。関係機関からの報告によりますと、生育も順調に推移しているとのことであり、農家の皆様におかれましては、お忙しい日々を過ごされていることと思います。

主な作物の状況といたしましては、まずは、水稻の状況であります。田植え作業は、県全体で例年並みの時期に行われており、現在の進捗率は9割近くと、平年並みの状況となっております。

続いてサクランボの状況であります。去年は、気温が高めに推移したことにより、例年より大幅に収穫時期が早まったところでありましたが、5月27日に観光農園において行われた作柄調査によりますと、生育は平年よりやや早めではあるものの、主力品種「佐藤錦」の着果数は平年並みであり、十分にさくらんぼ狩りを楽しんでいただける収量が見込まれ、調査を実施した名川観光さくらんぼ園振興会では、今後の栽培管理を徹底し、高品質のサクランボを提供してまいりたいとのことあります。

ただ、調査した園地の中でも皆無状態の園地もあったというふうに聞いておりますので、かなりばらつきはあるのかなと。ただ全体的には着果数が191というふうに報告を受けております。

そして、高級ブランド果実「ジュノハート」であります。収穫量の増加に伴う市場流通量の増加が見込まれているところであり、県内随一のジュノハートの産地として、生産者の皆様には、収穫までの期間、栽培・品質管理を徹底していただき、サクランボを消費者の皆様にご堪能いただけるよう、町といたしましても生産者の皆様との連携強化に努め、より質の高いジュノハートを提供することができるよう努めてまいります。

リンゴにつきましては、ふじの開花は、県の観測史上2番目の早咲きとなった昨年より、5日ほど遅い開花でありましたが、平年よりは9日ほど早いこともあり、生育に応じた薬剤散布、摘果作業を実施していただき、実り豊かな収穫期を迎えられますことを願うものであります。

次に、家電製品のリサイクルについてであります。去る4月4日、家電4品目の回収サービスの提供に関する「連携と協力に関する協定」を、リネットジャパンリサイクル株式会社様及びSGムービング株式会社様と締結したところであり、町では、令和4年3月に、リネットジャパ

ンリサイクル株式会社様と、「宅配便を活用した小型家電リサイクルに関する連携協定」を締結しており、パソコンなど小型家電の適正な分別収集や、資源物回収の強化に繋がっているものがありますが、今回の協定により、以前から問い合わせが多く課題となっていた家電リサイクル法の指定4品目であるテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの回収について、料金の支払いや搬出方法などを1度に解決することができ、家電リサイクルの利便性の向上・循環型社会の構築に向けた取り組みが、更に拡大することが期待されるものであります。

町民の皆様へのニーズに寄り添った情報提供を行うとともに、環境意識の醸成にも努め、SDGsの達成に向けた、分別収集や資源物回収の促進に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

さて、電気、燃料、食料品をはじめとする物価の高騰が続く中、今後も町民生活への影響が懸念されるところであります。

本定例会においては、国による定額減税、住民税非課税世帯給付金事業のほか、町独自の物価高騰対策として実施する商品券給付事業を盛り込んだ補正予算案を提出させていただいているところであり、引き続き今後の動向を注視しながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、今回の補正予算案には、新型コロナウイルス感染症ワクチンの定期接種にかかる費用も計上しているところであり、特に重症化が心配される高齢者や、基礎疾患がある方への適切な情報提供に努め、引き続き町民が安心して暮らし続けられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告13件、条例の制定等の議案4件、令和6年度南部町一般会計及び、南部町国民健康保険特別会計の補正予算案が2件の、合わせて19件でございます。順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず始めに、報告第4号から第10号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明いたします。

報告第4号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号）」であります。普通交付税の交付額確定、ふるさと納税寄附金の収入増、森林環境譲与税等の確定に伴い、既決予算額との差額を歳入に計上するとともに、これら歳入の増に対応し、歳出の公共施設整備基金積立金、地域振興基金積立金及び森林環境整備基金積立金を増額するほか、2月から3月の除雪経費として440万円を増額計上するなど、歳入歳出予算の総額に、2億3,087万8,000円を追加し、予算の総額を119億7,241万3,000円とすることについて、令和6年3月28日に専決処分したものであります。

次に、報告第5号「南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地

方税法等の一部改正に伴い、物価高騰対策として所得税と個人住民税合わせて一人当たり4万円の定額減税を実施するに当たり、個人住民税所得割額から納税者及び扶養家族一人につき1万円を減税するための措置を講ずるなど、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和6年3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第6号「南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。総務省令の一部改正に伴い、大都市圏から当町に本社機能に移転した事業者の固定資産税を軽減するための対象要件である「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする改正を行う必要が生じたことから、令和6年3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第7号「南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。総務省令の一部改正に伴い、南部町過疎地域持続的発展計画に定める事業を行うために取得した家屋等にかかる固定資産税の課税免除適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする改正を行う必要が生じたことから、令和6年3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第8号「南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の一部改正に伴い、特別災害を受けた者に対する町民税の減免について定めている本条例について、法律に合わせた字句の修正や引用条項を整理するなど、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和6年3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第9号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げるほか、現在の経済動向を踏まえ、国民健康保険税の軽減世帯を拡充するため、軽減判定基準を引き上げるなど、所要の改正を行う必要が生じたことから、令和6年3月30日に専決処分したものであります。

次に、報告第10号「南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、本条例で定めている用語の定義を改正後の法律に即したものに改める必要が生じたことから、令和6年5月17日に専決処分したものであります。

次に、報告第11号から第15号、各会計の繰越計算書についてご説明いたします。

報告第11号「令和5年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越明許費として翌年度に繰り越した事業について、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第12号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について」がありますが、継続費におけるあかね浄化センター建設事業にかかる事業費の繰り越しについて、地方自治法施行令の規定に基づき、継続費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第13号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」がありますが、繰越明許費として繰り越した下水道事業債元利償還基金積立金について、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第14号「令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」がありますが、繰越明許費として繰り越した高橋地区農業集落排水管路移設事業について、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第15号「令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書について」がありますが、繰越明許費として繰り越した低温売場建設事業について、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により報告させていただくものであります。

次に、報告第16号「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」がありますが、令和5年度の経営状況を説明する資料といたしまして、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告させていただくものであります。

次に、議案第53号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」がありますが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策として町独自に実施しております国民健康保険税の減税について、昨今の電気・ガス・食料品等の価格高騰による生活費等の負担増を踏まえ、令和6年度においても引き続き減税を実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号「南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」がありますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を規定している厚生労働省令の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、厚生労働省令に準じて基準を定めている本条例について、保育所等の職員の配置基準を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号「財産の取得について」がありますが、福地第2分団及び南部第1分団に配備する900リットル水槽付消防ポンプ自動車2台の購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号「青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」がありますが、総合事務組合が共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に、今年度から導入される森林環境税にかかる徴収金を加えなければならないことから、組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたた

め、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号「令和6年度南部町一般会計補正予算（第2号）」であります。歳入歳出予算の総額に、3億2,871万7,000円を追加し、予算の総額を118億4,431万7,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず1点目は、本年度の税制改正に伴う、納税者本人とその扶養家族一人につき、所得税3万円と個人住民税1万円、合わせて4万円の定額減税を行うに当たり、課税額から控除しきれない部分を町が給付する「定額減税調整給付金事業」に、1億5,739万3,000円を計上しております。

2点目は、今年度において、新たに住民税非課税世帯又は住民税均等割のみが課税となる世帯に対し、1世帯につき10万円と、併せて18歳以下の子ども1人につき5万円を給付する「住民税非課税世帯給付金事業」に、4,714万2,000円を計上しております。

3点目は、秋から定期接種を開始する予定である「新型コロナウイルスワクチン接種事業」に、5,156万5,000円を計上しております。

4点目は、物価高騰の影響が続く住民生活を支援することを目的として、全町民に対し、一人当たり3,000円の商品券を交付する「物価高騰支援商品券給付事業」に、6,232万5,000円を計上しております。

以上が一般会計補正予算の主な内容であります。

次に、議案第58号「令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費として99万円を計上するほか、レセプト点検業務を包括業務委託から会計年度任用職員による直営実施に変更することに伴い、委託料及び人件費の増減の調整を行うなど、歳入歳出予算の総額に、99万円を追加し、予算の総額を22億331万9,000円とするものであり、併せて、包括業務にかかる債務負担行為限度額を410万円減額し、640万円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長から詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案のとおり、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、「工事請負契約の締結について」の案件を1件追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、議案第55号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） おはようございます。説明資料の13ページをお開き願います。

議案第55号、財産の取得についてご説明いたします。取得する財産は、消防ポンプ自動車2台。契約の相手方は、八戸市売市2丁目4番2号、互光産業株式会社代表取締役梅内利哉。売買代金は、7,260万円。落札率は98.51%であります。条件付き一般競争入札で行われ、入札業者等は、14ページの入開札一覧表のとおりであります。

取得する財産の概要は、車種C D-I型900L水槽付消防ポンプ自動車。納入期限は、令和7年3月21日。配備先は南部町消防団福地第2分団（福田）並びに南部第1分団（駅前）でございます。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時35分）

令和6年6月5日（水曜日）

第124回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第124回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年6月5日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

4番 工 藤 愛

1. 保育料等の無償化について
2. 利用者の声を活かすバスの運行について

2番 夏 堀 剛 充

1. 地場産品を活用した事業と新商品の開発について

3番 小 橋 昭 裕

1. 令和6年1月、最高裁判所の棄却により南部町の敗訴が確定し、議会の議決が違法であることが認定された件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
6番	久 保 利 樹 君	7番	坂 本 典 男 君
8番	滝 田 勉 君	9番	西 野 耕太郎 君
10番	山 田 賢 司 君	11番	八木田 憲 司 君
12番	中 舘 文 雄 君	13番	工 藤 正 孝 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

5番 松 本 啓 吾 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交 流 推 進 課 長	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住 民 生 活 課 長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター副参事	久 保 佳 輝 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	主 査	佐々木 慶
主 査	小 泉 清 夏		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第124回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

4番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（4番 工藤 愛君 登壇）

○4番（工藤愛君） おはようございます。

本定例会において質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

また本日は、南部小学校6年生児童15名をはじめ多くの方に傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。南部町の未来を担う子供たちには、ぜひこの先も政治への関心を持ち続けてほしいと願っています。本日も頑張ってまいりますので、ぜひ前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

今回私がご質問するのは、保育料とバス停の整備についてです。

まずは、保育料について少しお話をさせていただきます。

現在、保育料及び幼児教育にかかる費用については、令和元年10月から3歳以上児について無償化されています。これは労働力不足にあえぐ世の中と、子供を育てながら働きたいという保護者の双方にとってプラスとなるものです。

また、当町には、工藤町長の英断により手厚い子育て支援があります。給食費の無償化にいち早く取り組んだことに加え、医療費が18歳まで無償化されていることは、子育て家庭にとってこの上ない安心材料です。

本年度には、県の学校給食費無償化等子育て支援交付金を活用し、小中学校の修学旅行費にかかる経費への助成も始まりました。

一方で、3歳未満児の保育料は、依然として保護者の自己負担があります。一番高い方は、子供一人当たり月に4万4,500円、年間にすると53万4,000円と大きな金額です。

女性にとって、子供を産む決断をすることは簡単ではありません。その間、就労できなくなり、収入が途絶えるからです。それでもなお、子育てという人生の楽しみを、この豊かな南部町で享受することができたら、こんなに幸せなことではないと思っています。

南部町の子育て支援をさらに前進させ、本当はもっと子供が欲しいと願う方が安心して産み育ててほしいと願い、通告した質問をいたします。

保育料等の無償化について伺います。

働きながら子供を育てる方の経済的負担を軽減することは、働く意欲の増進と地域の活力向上につながると考えます。子育てに優しい南部町をさらに前進させるため、保育料等について、現状と今後の方針を伺います。

1点目、利用者負担額（保育料）の総額と内訳をお知らせ願います。

2点目、ゼロから2歳児のうち、在宅で子育てをしている世帯の推移をお知らせ願います。世帯数と全子育て世帯に占める割合の過去5年間の推移です。

3点目、保育料等無償化による経済的支援の考えについて、町の見解を伺います。

2つ目の質問は、バス停の整備についてです。

バスの利用が増えることは、健康増進と運転に不安を持つドライバーが無理な運転を避けるという観点から、大変喜ばしいことだと考えております。また、生活費が高騰する昨今において、移動にかかる経費を減らせることは、町民の生活を力強く支えているものと思います。子供だけではなく、全ての方に優しい南部町がどんどん推し進められていることに深い安心を覚えます。

その中で、バスは学校の登下校にも利用されていることから、バスを待っている間の安全対策が課題となっています。バスの運行は道路状況により遅延することがありますから、バス停で待つ時間は長時間に及ぶことがあります。

今後も、バスの利用者が感じる危険や不便さを解消することで、ますます利用者が増えていくことを願い、通告した質問に入ります。

利用者の声を活かすバスの運行について伺います。

令和4年度から始まったハチカ利用による町民バス無料化、令和5年度の小中学校統廃合により、バスの利用者数は飛躍的に増加しました。その中で、バスを待つ間に座る場所が欲しい等の声も多く届くようになりました。今後も、町民が安全・安心にバスを利用できるような取組について伺います。

1点目、利用者の声を聞き、改善につなげる仕組みはどのようなになっているのでしょうか。

2点目、利用者数が上位のバス停のうち、ベンチや屋根が設置されていない停留所の現状と対応について伺います。

以上2つの質問について、町長並びに関係各位のご答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、利用者負担額の総額と内訳についてであります。令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、3歳から5歳までの全ての子供と、2歳までの住民税非課税世帯の子供の保育料が無料となっております。また、2歳までの非課税世帯以外につきましては、所得額に応じた5つの階層ごとに利用者負担額が設定されているほか、父子・母子世帯や在宅障がい児がいる世帯の減免、兄弟入所の多子減免などにより、実際の負担額が決められています。

令和6年4月1日現在、利用者負担額が発生する入所者数は131人で、利用者負担額は月額で313万3,750円、1人当たり約2万3,900円となっております。

次に、ゼロ歳から2歳児のうち、在宅で子育てをしている世帯の推移についてであります。各年度の10月1日における乳幼児数から町で把握している入所者数を差し引いた、在宅で子育てをしているであろうと推定する人数及び割合を説明いたします。

令和元年度は乳幼児250人中在宅で子育てしている人数は70人で、全体に占める割合は28%で

あります。次に、令和2年度は247人中75人で30.3%。令和3年度は221人中45人で20.3%。令和4年度は211人中49人で23.2%。令和5年度は204人中50人で24.5%となっております。

次に、保育料等無償化による経済的支援の考えについてであります。町では、子育て世帯に対する経済的支援策として、子ども医療費無償化事業、小中学校の給食費無償化事業、未就学児温泉保養館利用事業、子育て用品給付事業（ぴよすくーぼん）、高校生修学支援事業を実施しており、今年度からは小中学校修学旅行費支援事業も実施しております。

保育料の無償化事業や、保育所、保育園、認定こども園の給食費の無償化事業については、入所者と在宅の子供で支援の差が生ずることが懸念されております。また、保育料等を無償化した場合、入所者の増加が見込まれ、事業者側の保育スペースや保育士確保の対応が可能かどうかの検証も必要になってきます。これらのことから、保育料等無償化については、課題が解消できればすぐにでも着手できるように、既に課内において前向きに検討を進めているところであります。

さらに来年度、県全体給食費無料化に伴う新たな子育て支援を行う場合に、8割の県からの交付金があるということで、今年度は10月からの半年間ですけれども、新年度からは4月から1年分の交付金ということになります。その事業を有効に活用したいと考えておりまして、今現在、保育料の無償化、またその他別の政策も同時に検討してございます。

保育料につきましては、事業者側が保育士の確保ができるか、スペースがあるか、先ほども申し上げましたとおりそこが解消できれば、新年度からでも無償化に向けて予算確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、利用者の声を活かすバスの運行についてお答え申し上げます。

まず、令和4年4月に運行開始した「なんぶちえりバス」は、初年度の利用者数が延べ約8万8,000人、学校統合を機に児童生徒の登下校に対応するためにスクール対応便の運行を開始した昨年度は延べ約18万7,000人と、大幅に増加しております。しかしながら、児童生徒の減少とともに、スクール対応便の利用者は今後減少していくと推測され、1人でも多くの方に利用していただけるよう、今後も安全・安心を第一に運行してまいりたいと考えております。

さて、ご質問の利用者の声を聴き改善につなげる仕組みについてと、利用者数が上位のバス停のうちベンチや屋根が設置されていない停留所の現状と対応についてであります。双方関連しておりますので、併せて答弁させていただきます。

本年度4月1日から5月15日までにおける利用者の多いバス停であります。福地、名川、南部の各地区ともに、小学校や駅、病院、町の施設のバス停となっております。これらのバス

停については、路線バスと共用しているところもあり、バス会社側で道路占用許可申請を行い、許可を受けてベンチ等を設置しているところもあります。

ベンチや屋根の設置は、その道路を管理する国や県、町の道路管理課に道路占用許可申請を行う必要があり、許可の基準に基づいてその許可が行われるものであります。

主に町道など支線を運行しているなんぶちえりバスの路線上には、基準を満たすような歩道がないというのが実情であり、ベンチや屋根を設置できるバス停は、町が所有する土地や施設敷地内にあるバス停に限定せざるを得ない状況であります。

また、以前、旧南部幼稚園敷地内には南部地区児童生徒のスクールバス用のバス停があり、ベンチとシェルターを設置しておりましたが、たばこの吸い殻や空き缶などごみのポイ捨てがあったため、学務課でベンチを撤去したところ、ごみのポイ捨てがなくなったという事例があります。このように、便宜を図ったはずが逆に環境に悪影響を与えてしまうというおそれがあるという点もご理解いただければと考えております。

ベンチや屋根の設置には多額の費用がかかるだけでなく、その後の維持管理を行っていく経費も当然必要となり、ごみの処理を含めてバス停を誰がどのように管理していくのかといった体制の課題も当然ありますので、その点を明確にしながら、少しでも利用者の利便性を向上させるよう検討、対応してまいりたいと考えております。

参考に、なんぶちえりバスの停留所箇所数は168か所であります。うち屋根等が設置されているところは19か所、主に公共施設、国道沿い、その他という数字になっております。一遍にはできないと当然思いますけれども、国道であれば国道用地、そういうスペースがあるのか、予算的に国道事務所で計上してもらえるのか、国道、県道、町道、様々3団体があるわけですが、それぞれ現場を確認しながら、必要度の高い部分については検討していきたいと思っております。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） 非常に前向きなご答弁、誠にありがとうございました。

子育て支援について、引き続き課の担当者をはじめ町長が先頭に立って前向きに検討してくださっていることがとても伝わってくる答弁で、非常に希望が持てました。

保育士の確保というのは非常に大きな問題でして、今、南部小学校も見えていますけれども、保育士だけではなく子供に関わる教育者の不足というのは本当に思っているよりも速いス

ピードで訪れているなど感じております。今後、配置された保育士さんの教育体制についても考えていかなければいけないのかなと思っております。

それでは、ただいまいだいたご答弁に対して、再質問をさせていただきます。

まず、県の交付金を使って来年度以降検討を重ねていくというご答弁がございました。確かに今年は10月からの金額ということで、丸々1年にするには、先ほどご答弁の中にもありましたとおり利用者負担額というのは総額で月に300万円を超えるものですから、年間にすると大体3,700万円ということになりまして、給食費、医療費に続くような高額の財源が必要だということになるかと思います。

こちらの交付金に関しては、児童生徒数に応じて上限額が定められていて、なおかつ南部町に関しては、給食費が既に無償化されていることから、事業費の8割交付と県から説明があったかと思います。

先ほど町長もおっしゃっていたように、私も県に直接確認したんですけれども、来年度以降も同じように続けていく意向を持っているということでしたので、ぜひこちらは長い目で考えていける事業ではないかなと思うんですが、南部町における交付金の上限額に関して幾らか、全協で説明があったかもしれないですけれども、もう一度ご確認したいと思います。年間にしたときの、今年は半年でしたけれども、年間にしたときの交付金の上限額をお伺いします。今年の修学旅行の助成費は総額で1,950万円で、県の交付金を1,560万円活用して持ち出しが390万円と認識しておりますが、その差額の部分がどのぐらいになるのかというのをお示し願います。

また、保育料に関しては、無償化したときに実は副食費が自己負担になったという、ちょっと中身の入替えがあったんですね。それまでは副食費、おかず代に関しては保育料に含むと、保育所の提供義務があるので含むということで一体的になっていたものが、副食費というものが自己負担になって、国の基準である4,500円が月に徴収されているというのが当町の現状だと思います。

これに関して、保護者から有志で要望というか、副食費に関して町で負担してもらえないかという署名運動ですとか、何か動きや要望等が過去にあったのかどうか。それがあったとしたら、そのときにどのように対応されたのかというのをお伺いします。

次に、バス停の整備についてです。

町長の答弁でもあったとおり、バス停を設置するとなると道路管理者の許可が必要です。また雪国ですから、冬季の除雪の際に邪魔にならないような、事故が起きないような設備という

のも非常に大きな問題なのかなと思っています。

お伺いしますが、例えばベンチを設置する場合、それから屋根をつける場合にかかるおおよその経費に関して、こちらの新庁舎にも立派なバス停がついてございますので、そちらなどを参考に、おおよその1か所当たりの設置経費についてお知らせ願います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 最初に、それぞれの担当課長から数値等を答弁させていただき、その後にもたまたま無償化の部分について、私から考え等も答弁させていただきたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） まず、県の給食費無償化に対する町の今年度及び来年度の限度額ですけれども、今年度は半年分ということで2,301万4,000円の交付上限額、来年度はその倍額の4,603万円という上限額と伺っておりました。

あと、副食費についてですけれども、以前要望等もありまして、こちらは町で子ども・子育て会議等を開催しておりますけれども、そちらにも報告して、こういう要望がありますよということで検討は進めておりましたが、まだ無償化には至っていないという状況でした。

今回、県の給食費無償化等に関する県の奨励事業という中には、先ほど工藤議員からご質問いただきました、ゼロから2歳児の保育料無償化、あと副食費の無償化等の事業も県の提案事業としてありまして、当課ではこちらの実施に向けて事業者と協議を進めております。

あと、副食費は、現在、今年度から月額4,800円ほどとなっております、こちらの無償化も実施するとなれば、参考までに大体900万円ぐらい年間にかかる計算としております。こちらは、今後、随時事業者と検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） 先ほどの工藤愛議員のご質問にありました、ベンチ、屋根等の設置のおおよその費用でございますが、他の自治体の事例でありましたけれども、事業者が

設置した部分につきましての補助金等から逆算しましたおおよその金額でいきますと、1基当たり200万円程度の経費がかかるものでございます。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 県の交付金、8割が市町村に交付されるという中で、その年度の児童生徒の数掛ける、中学生は310円、たしか小学校は285円ですか、それで計算されてきます。

今年度、修学旅行費、小中学校無償化しました。まだ今年度の部分についても若干残っておりまして、それを今年度中として何に使うかを検討しております。それと併せて、令和7年度、来年度からは満額に対する8割が来ますので、大体四千数百万円かなと思っております。

それを活用して、一つは、もう今年から始めた修学旅行費の無償化、小中もこれが入るわけで、そのほかに新たな子育て支援という部分について交付金を活用してもいいということです。そこで、今申し上げました無償化の件についても検討しておりますし、保育料無償化と別なものも子育て支援として数種類今検討しております。今の検討でいきますと、8割来る交付金よりちょっとオーバーしていますので、持ち出しもさらに増えると。

ただここを、子育て支援を重点施策として私も捉えております。そこにどの程度までの自己負担をプラスしてでも充実した子育て支援をやっているか、ここが来年度までの予算の間に検討していく部分があると思っておりますが、いずれにしても、令和7年度も新たに子育て支援をやるという方向ではもう決めて進めているところでございます。

当然、時期が来て大体の内容が定まってくれば、議員の皆様にもお知らせをしながらご理解をいただいて、令和7年度予算を確保していきたいと思っております。

最後に、副食費でございますけれども、気持ちは分かります。ただ、我々もここまで様々な無償化をやってきて、さらにここで保育料の無償化まで突っ込んでやっていくとなったときに、副食費の部分は何とか保護者の皆さんにも負担していただきたいと。そこまでやってしまうと、今度は別で今考えているのがやれなくなってくるので、多少の負担はご理解をいただいて、その分保育料無償化になるとかなり金額が違う支援になると思いますので、そこは何かご理解をいただきながら、そしてまた多くの皆さんに喜んでもらえる、そういう事業を、県内、やはり南部町、恐らく今回の交付金事業で今までやっていなかった市町村も高校生までの医療費無償化をするところがあるかもしれません。そういった部分は既に私たちはやっていま

すので、ここはまた先頭を切って新たな別なものと。

ただ、何でも無償化がいいという政策が満点だとは思っていません。現状は非常に厳しい状況下にあるので、ここは町としては支援していく方向で、子供たちが伸び伸びと成長していくことを期待していきたいと思っております。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

人口が減っていく中で、厳しい財政を少ない子供に充てていくということで、いろいろな方の考えもある中で推し進めていくことに大変なご苦勞を感じたご答弁でありました。その中でも、かなり前向きにご検討いただいているということで、非常に心強く思います。引き続きよろしくをお願いします。

最後の質問になります。

子育て支援というのは、あくまで政策的には少子化対策と、子供が増えていくようにというところが一番の目的かと思います。南部町はこんなにも子育てに優しいと、住み心地がいいと評価が上がっている。その一方で、数字は大変厳しくて、昨年度配付されました八戸圏域の中核都市圏ビジョンを拝見しまして、非常にショックを受けたんですけれども、合計特殊出生率、南部町はこちらの8市町村の中で7位、新郷村に続いて7位、1.16と。平成30年から令和2年までの数字ですけれども、非常に厳しい数字、日本全国の平均よりも低い数字ということで、非常に厳しいのが現状なのかなと思っております。

町長がおっしゃったように、何でも無償化することが即、子供の数に直結するとは私も思っておりません。全ての施策において、理念、何のためにこれをやるのかということがお金を出す側も受け取る側も分かって、初めて奏功していくものなのかなと考えております。

この大変厳しい数字、1.16。一方で、南部町は平成28年策定の人口ビジョンにおいて、2030年の合計特殊出生率の目標を1.8と目標づけているわけですが、こちらに向けて、今、最優先で取り組んでいる子育て施策、18歳まで見通した中で一番最優先課題であると思われるところを、議会とともに共通認識をしたいと思います。そちらを伺いたいと思います。それがまず1点目です。

もう一つの再質問は、バス停についてなんですけれども、せっかく傍聴されている方もいらっしゃると思いますので、バスを利用されている方が実際に困ったことをお伝えしたいと思ったとき

にはどのように伝えていったらいいかというのを、いろいろな方法でお伝えいただければと思います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず人口減少、議員がおっしゃった数値、私も拝見しました。なぜうちのほうが大きいのかということも考えてみました。そうすると、ある程度の人口規模があるところは、やはり減少はしていつていますので、率がどうしても高くなる。ある一定の人口まで来てしまうと、減っていつているけれども、もうかなりの厳しい人口になっているので、それはどうしてもリスクからいくと少ない数字になってくるのがこの前の結果だと。いずれにしても、当町も2060年、人口に関しても非常に厳しい予測がされているわけですし、そういうことから、しっかりした子育て支援をしていかなければならない。それと同時に、やはり宅地分譲の提供を同時にしていくのも考えていかなければならないということで、第一弾、チェリータウン桜場の宅地分譲を行ってみました。おかげさまで全て完売し、今杉沢、元の中学校、同じような状況で進めているわけでありまして、南部町、土地が安いというだけではなかなか来てくれない。また産んでももらえない。やはりそこには、土地が安いイコール子育てに対する支援がいかに充実しているか、そしてまた交通の利便性がある程度いいところなのか、そういうのを総合的に判断して南部町を選んでくれると思っておりますので、決して交通の利便性においてもそんなに状況が悪い位置ではないと思っております。ですから、これから子育て支援をやっていく目的、目標というのは、やはり1人でも、もう1人子供を産んでみようかな、これだけの支援策があるのであればというそういう気持ちと、南部町に住んで生活してみようかなと、そういう狙いは当然あるわけですし、先ほども言いましたが、そこにはきっちりとした、本当は民間でどんどん宅地分譲を行ってくればいいんですが、なかなか民間、大きいスーパーがあるとかそういう条件のいいところは動いてくるんですが、なかなか動いてもらえない部分もあったりしていますので、そこは行政も動く必要があるのかなと思っております。

バス停につきましては、どこの利用者までを考えてまずやっていくかと、やはり1日何便そこを走るのか、そういうこともこれから計算していかなければならないと思っていますので、しっかりと今後改めてバス停の箇所を再チェックして、子供たちや老人の方の多いところ、1人だけしか乗らないところに全部設置というのは物理的に厳しいので、どこのバス停はどのぐ

らい利用しているかということもしっかり調査して、それに沿って考えていかなければならないと思っております。

○議長（工藤正孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

2番、夏堀剛充君の質問を許します。夏堀剛充君。

（2番 夏堀剛充君 登壇）

○2番（夏堀剛充君） おはようございます。また皆さんの前で一般質問という機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

また、傍聴の小学生の皆様が帰りましたけれども、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

質問の前に、今月3日に発生した能登半島地震の余震でございますが、震度5強の揺れで家屋5棟倒壊との被害状況です。被災された全ての皆様と避難生活を余儀なくされている方々、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

また昨日、南部町の虎渡地区の果樹園でイノシシの群れが出たとのニュースがあり、2022年度はゼロであった食害も、昨年度は26件と被害が拡大しております。被害防止に向けた取組と対策が必要となっております。

それでは、質問に入ります。

私は1点でございますが、地場産品を活用した事業と新商品の開発についてですが、一年を通じて様々な果物が収穫される南部町では、農産物の魅力に触れ、いろいろな体験やイベント、交流をすることにより、地域における農産物の消費拡大、交流人口の増加、地方創生を図る地産地消の推進、特産物の開発、ブランド化などを通じて、農業所得の増加を目的とし、ふるさと納税返礼品の強化につなげる。

1番といたしまして、地元の地域産業資源、農産物を活用した新商品・特産品の開発につなげる、そのための会議等などが開催されているかお聞きいたします。

2番目といたしまして、既存特産品のブランド化を進めるとともに、新しい特産品、6次産業につながる新商品を検討しているかお聞きいたします。例といたしまして、フルーツを使用した商品、菓子や南部町産フルーツを使用した商品、地域限定ソフトクリームミックスや、焼き肉のたれ、お酒など、これは地元名久井農業高校さんの開発した桃ジャムが八戸市のパン屋さんで販売され高評価ですし、また焼肉のたれもイベント等の販売で大変おいしいとの評判で

す。南部町産の果物や農産物を活用した商品ですが、高校生自ら地産地消を実行しております。この活動の中にいいヒントがあると思います。

3番目ですが、商品グッズ、私は地域活性化グッズだと思っておりますが、この開発について検討しているかお聞きいたします。例といたしましてボールペン、南部町産のフルーツのキーホルダー、南部藩歴代藩主のカプセルトイ、ガチャガチャですが、それとステッカー、アクリルスタンド、Tシャツなど、南部町の歴史文化を町内外の人々に認知されるのが目的であり、お土産品を開発予定か教えていただきたいです。

以上、通告に従い質問いたします。町長並びに関係者の答弁を求め質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀剛充議員にお答え申し上げます。

まず、地元の地域産業資源、農産物を活用した新商品・特産品の開発につなげるための会議等の開催状況についてであります。新たな取組として、令和5年10月に若手農業者、食品加工業者、フードコーディネーター、町職員で構成する南部町新特産品開発プロジェクト実行委員会を設立し、町内で収穫できる農産物を活用した新たな特産品開発についての協議を重ねております。昨年度は3回の会議を開催し、アルコール飲料、アイスクリーム、洋菓子等を試作しておりますが、今年度も引き続き、実行委員会による協議と商品開発を進めているところであります。

具体的な内容としては、新たに商品開発したクラフトビールを今月15日から販売する予定としており、13日にプレスリリースする準備を進めております。このほか、フルーツアイスの販売も計画しているところであります。

次に、既存特産品のブランド化を進めるとともに、新しい特産品、6次産業につながる新商品の検討についてであります。これまで県や農協、生産者団体などの関係機関と連携してブランド化に取り組んできたゼネラルレクラーク、ジュノハート、南部太ネギ、達者米をはじめとした特産品につきまして、供給量を安定的に確保した上で、ふるさと納税の返礼品として活用するなど、より一層の販売PRを図りながら、高品質で安全・安心な農産物としての付加価値を高め、ブランド化を推進してまいりたいと考えております。名農高さんの加工品につきましても非常にいい農産物を活用した加工品の開発ということで、私どもも大変うれしく、また

期待をしているところであります。

新しい特産品につきましては、先ほどご説明いたしましたクラフトビール、フルーツアイスに次ぐ商品開発も進めており、その原材料としてジュノハート、その他町内で収穫した果物を使用することとしております。

また、6次産業は、生産者が栽培・生産から加工、そして販売、これら全てを行い経営の多角化を図ることを意味し、農業者の所得向上、農村における雇用拡大により地域と産業を活性化させるのが狙いではありますが、これらを実践するための加工場の整備など、克服すべき課題が多いものと認識しております。このようなことから、特産品の継続的な開発・販売については、生産者と加工業者、販売先との連携強化を図ることで対応したいと考えております。

次に、商品グッズの開発についてであります。町職員による人口減少対策プロジェクトチームで企画・販売した「なべまる」の指人形「なべまるパペット」や、商工会で作成・販売した「達者村Tシャツ」がありますが、達者村開村20周年記念に当たり達者村をPRするため、なべまるをデザインしたお菓子とキーホルダーを製作し、各種イベント、農業体験修学旅行参加者に配布を予定しており、ご要望があれば今後販売も検討してまいります。また、南部町をPRするための新たなグッズ開発につきましても、研究してまいりたいと思っております。

現在においては、南部町、そしてなべまる君の絵柄が入ったボールペン、そしてシャープペンシルがございます。これは主に小中学生の子供たち、全国大会または東北大会、そういう大会に出場権を勝ち抜いて出場する選手の方々が町長室を訪問された際に、激励という形でプレゼントしてございます。あとは、南部町の手拭いもございます。そういうものを有効に、やはりいつも職員にも言うんですが、作るだけではなく、作った後にどうPRしていくかというのが最も大事なことでありますので、作っても表に出てこないとなると宝の持ち腐れになりますので。多分ボールペン、シャープペンシルがあったというのも、議員の皆さんでも知っている方は全員ではないのかなと思っております。そういう部分も含めて、今後担当課でも開発をしたらしっかりPRしていく、そのことにも力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。夏堀剛充君。

○2番（夏堀剛充君） 答弁、大変ありがとうございました。

先ほどお話がございました新特産品開発支援業務、令和6年度も予算計上されております

が、これは農林水産業費に計上されておりましたが、あくまでも農産物だけの開発という解釈でいいのか。もう一つは、新特産品開発支援業務となっていますが、支援業務なので、これはあくまでもアイデア、助言、指導、サービス提供という解釈でよろしいのか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（高森正博君） 夏堀議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目の、農産物加工品だけでよろしいのかということですが、こちらは令和6年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業に応募して事業を行っているものがありますので、その事業の中で加工農産物、果樹を使用した特産物を開発するということで申請しておりますので、農産物だけということになるかと思えます。

もう一つ、2番目の業務についてでございますけれども、こちらの業務内容は、試作品の開発、絞り込みから製造、デザイン制作並びに各種PRイベントの企画、一次加工品や販売先において県内外を含めた連携先のリサーチなどの支援に関する業務も含まれております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで夏堀剛充君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

（午前10時55分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

3番、小橋昭裕君の質問を許します。小橋昭裕君。

（3番 小橋昭裕君 登壇）

○3番（小橋昭裕君） それでは、今定例会に通告しております、令和6年1月、最高裁判所の棄却により南部町の敗訴が確定し、議会の議決が違法であることが認定された件について質問いたします。

まず1つ目の質問ですが、事の発端となった町と株式会社夏堀組との契約議案を議会が否決した際、行政側が裁量権について議会側に説明し再議に付すことができているならば、このような不名誉な事態を避けられたと思うのですが、議案提案者である町長の見解を伺います。

次に2つ目の質問ですが、広報3月号に、この敗訴についての報告ということで、町長のコメントが掲載されておりました。コメントの中で「町といたしましては、これまでどおり適正な行政運営に努めてまいりたい」と掲載されていましたが、町民から「これまでどおりであれば、今後も違法な議決が繰り返されるのでは」など不安の声が出ております。この町民の声に対し、町として議決が違法ではないという証明ができるのでしょうか、またどのように対応していくのか伺います。

次に3つ目ですが、南部町議会の議決が違法であったとして、全国初の判例となってしまいました。金銭的責任の解決は既にされたようですが、違法行為をしてしまった道義的責任を解決せずに町政運営をしている今現在の南部町の対応は正常だと思いますか。町長の見解を伺います。

以上3点の質問について答弁を求め、私の質問とします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、お答え申し上げます。しっかり聞いていただきたいと思います。

まず、契約議案を議会が否決した際に、再議に付すことができているならば、このような不名誉な事態を避けられたと思うのですが、議案提案者である本職の見解はというご質問であります。ご質問の再議については、拒否権及び議会の違法・越権の議決等に対する長の処置として地方自治法第176条に規定されておりますが、この再議については、昭和26年10月12日に通知された行政実例において「否決されたものについては、効力又は執行上の問題は発生しないので、再議の対象とはならない」と示されております。

よって、平成30年9月6日に否決された工事請負契約の締結についての議案を再議に付すこ

とはできないものであることをご理解いただきたいと存じます。

次に、これまでどおりであれば今後も違法な議決が繰り返されるのではないかと町民の声に対し、町として議決が違法ではないという証明ができるのか、またどのように対応していくのか何うという件についてであります。このたびの訴訟において、上告及び上告受理申立てが棄却され、確定した仙台高等裁判所の判決で「契約の締結を否決した議決はおよそ合理的な理由がないと言わざるを得ないから、裁量権の逸脱又はその濫用に当たるものとして違法である」とされ、その決定に従いまして損害賠償を行ったところであり、違法ではないということを上げるつもりはございません。

しかし、同判決文において「町が行った指名業者の選定を含む入札の手続においては違法又は不当な点があったことはうかがわれない」とされておりますとおり、行政運営としては適切なものであったと考えており、このことを踏まえて、町といたしましてはこれまでどおり適切な行政運営に努めてまいりたいということを上げたものでございます。

次に、違法行為をしてしまった道義的責任を解決せずに町政運営をしている南部町の対応は正常かについて、本職の見解を何う件についてであります。今回の裁判は議会の議決権に対する裁判でもありましたので、全国の自治体が非常に注目したものであると認識しておりましたが、訴訟が提起されたことにより、町民の皆様にご心配をおかけしたことについて、改めてお詫びを上げる次第であります。

今回の結果を真摯に受け止め、より一層町民の皆様とのキャッチボール対話に努め、また議員の皆様にもご協力をいただきながら、さらに適切な行政運営に努めていくことで職責を果たしてまいりたいと思いますので、今後も議員各位並びに町民各位のご理解ご協力をお願い申し上げたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） 3つ目の質問についてですけれども、今回この敗訴により賠償金が支払われたわけですが、この賠償金ですが、住民のために使われるべき公金から支払われたということで、町民の方からかなりの不満が私のところに届いております。

このままでは町民が責任を負う形になると思うんですけれども、この責任に対して解決されていませんよね。それに対して南部町の対応は正常だと思いますか。もう一度お聞きします。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今回の裁判ですが、私工藤祐直個人が私的に、そういう部分で裁判になったのであれば、これはいろいろ考える余地もあるでしょうが、南部町が訴えられているのであります。工藤祐直が訴えられているのではない。ですから、全国の自治体のいろいろな裁判があった場合に、これは国もそうです、県もそうです、それぞれの自治体で支払いをする。こういう考えで、私は正しいものだと思っております。

○議長（工藤正孝君） これで小橋昭裕君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、6月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時19分）

令和6年6月7日（金曜日）

第124回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第124回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年6月7日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（令和5年度 南部町一般会計補正予算（第9号））
- 第 2 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 報告第 10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 報告第 11号 令和5年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第 12号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 10 報告第 13号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 11 報告第 14号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 12 報告第 15号 令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書について

- 第 13 報告第 16号 一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 14 議案第 53号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 54号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 56号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 17 議案第 57号 令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 18 議案第 58号 令和 6 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 19 常任委員会報告
- 第 20 委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 21 議員派遣の件

追加第 1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第 2 議案第 59号 工事請負契約の締結について（福地橋橋梁補修 7 号工事）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	6 番	久 保 利 樹 君
7 番	坂 本 典 男 君	8 番	滝 田 勉 君
9 番	西 野 耕太郎 君	10 番	山 田 賢 司 君
11 番	八木田 憲 司 君	12 番	中 舘 文 雄 君
13 番	工 藤 正 孝 君	14 番	根 市 勲 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 参 事	西 舘 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 参 事	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター副参事	久 保 佳 輝 君
市 場 長	藤 原 正 利 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課参事	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	主 査	佐々木 慶
主 査	小 泉 清 夏		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第124回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和5年度南部町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） おはようございます。

それでは議案書の5ページをお開き願います。

報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、令和5年度一般会計予算に関し、歳入における固定資産税減収補填特別交付金などの増額及び歳出における各種基金への積立金、除雪経費の増額について専決処分したものでございます。

6ページをお開き願います。

専決第3号、令和5年度南部町一般会計補正予算第9号は、第1条歳入歳出予算の総額に2億3,087万8,000円を追加し、予算総額を119億7,241万3,000円とすることについて、令和6年3月28日付で専決処分を行っております。

14、15ページをお開き願います。

歳出の2款1項13目、基金管理費は、2億2,647万8,000円を追加するもので、内容としましては、今後見込まれる公共施設の更新、除却、長寿命化のための改修などのため、公共施設整備基金への積立金として1億7,828万2,000円を追加。ふるさと納税寄附金のうち返礼品等経費に充当

した分以外について、地域振興基金への積立金として3,227万7,000円を追加。林業振興施策に充当されなかった森林環境譲与税を来年度以降の事業への財源とするため、森林環境整備基金への積立金として、1,591万9,000円を追加したものでございます。

中段の6款2項2目、林業振興費は、林業振興策事業費の確定により、森林環境整備基金から1,107万1,000円を繰り入れて、特定財源として充当を行う財源更正を行ったものであります。

下段の8款2項1目道路橋梁維持費は、2月下旬から3月における除雪業務に係る経費の不足分について、440万円を追加したものでございます。

ページを戻りまして12、13ページをお開き願います。

歳入につきましては、9款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、固定資産税減収相当額36万7,000円が交付されたことにより、新たに目を設けて追加したほか、2段目の10款1項1目、地方交付税については普通交付税交付決定額の予算化していなかった分である1億3,966万2,000円を追加し、3段目の17款1項1目、一般寄附金はふるさと納税寄附金の令和5年度分の最終見込み額による7,977万8,000円を追加したものでございます。

また、下段の18款2項6目、森林環境整備基金繰入金は、歳出で申し上げましたとおり、林業振興施策事業の特定財源として1,107万1,000円を追加したものであります。

以上の通り、専決処分したことについて地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

11番、八木田憲司君。

○11番（八木田憲司君） ページ数は15ページの24節積立金の中ですけど、森林環境整備基金積立金。令和元年から始まってずっと来てると思うんですけども、これまでの積立額、そして、これまで基金に積み立てたものから何か事業を行ったのか。

そしてもう一点。これから、今年度からもう森林環境税が賦課されますけども、今年から南部町に対してどのくらいの交付譲与税がくるのか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（工藤正孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） 今のご質問に対しまして、お答え申し上げます。令和元年から5年度まで森林環境譲与税につきましては、5年間でトータル6,629万3,000円の譲与税が譲与されております。これのうち令和5年度まで林業振興事業の方に5,037万6,000円の事業へ充当をしてございます。

なお、令和5年度の事業といたしましては森林GIS林地台帳システムデータ更新業務、林道路面等修繕業務、林道草刈り業務、森林整備用機械購入業務、森林クラウドシステム使用料の事業の方に充当してございます。基金の方でございますが、現在の5年度末におきます基金の積立額、残高でございますが、1,591万9,000円となります。

以上です。失礼いたしました。今年度の譲与税の見込み額でございますが、令和6年度の森林環境譲与税の見込み額でございますが、1,797万6,000円でございます。

○議長（工藤正孝君） 11番、八木田憲司君

○11番（八木田憲司君） そうすれば元年から積み立てたものは、だいたい事業の方にむけて使われているということで、今年環境税は賦課されますけれども、それに伴って増えるということはないわけですか。譲与税の額。そしてこれから見込まれる事業ですね。どういうものがあるのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（工藤正孝君） 税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） まず、私の方から譲与税の額についてお答え申し上げます。譲与税の額は令和6年度以降、国の方では600億の配布額を予定しております。

なおこれまでは、令和4年、5年は500億。なので、だいたい100億の伸びがあります。

税務課からは以上です。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（高森正博君） 今後の使用の方法について、ご説明いたします。まず、令和5年度行っていました事業の他に、林業整備、人材育成及び木材利用を新たに加えながら事業の方を進

めていきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第4号は原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第2、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の5ページをお開き願います。

報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について）ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する法令が、令和6年3月30

日に公布され、原則、令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、令和6年3月30日付けで専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては1点目、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、一時的な措置として行う個人住民税所得割額の定額減税実施に係る規定を新設、追加したものでございます。

2点目は、令和6年度固定資産税の評価替えに伴い、土地の負担水準の均衡化を促進するため、令和5年度まで設定されていた負担調整措置等の適用期間を令和8年度まで3年間延長したものでございます。

3点目は、個人住民税固定資産税などの減免について、職権による減免を可能とする規定を追加したものでございます。そのほか法改正に合わせて所要改正を行っております。

施行日は原則、令和6年4月1日とし、条項ごとに所要の経過措置を設けております。

以上につきまして地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 報告第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第5号は原案のとおり承認されました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第3、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 説明資料の6ページをお開き願います。

報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地域再生法第17条の6、地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条例を改正する必要性が生じたため、令和6年3月30日付で専決処分を行い、同日付で公布した上で、令和6年4月1日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、当町へ東京23区から本社機能の移転や青森県にある本社機能の拡充、又は東京23区以外の地域から移転した場合、固定資産税の不均一課税の対象要件として規定されている、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に対し、事業者が認定を受けるべき期限を本年令和6年3月31日までとなっておりましたが、令和8年3月31日まで2年間延長したものでございます。なお、現在、当町において該当する整備計画はございません。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 報告第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第4、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の7ページをお開き願います。

報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）ご説明申し上げます。

要旨でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条例を改正

する必要が生じたため、令和6年3月30日付で専決処分を行い、同日付で公布の上、令和6年4月1日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、南部町過疎地域持続的発展計画に基づき、対象事業を行うために取得した際に対して課税する固定資産税の課税免除適用期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日まで3年間延長したものでございます。

なお、これまで1件製造業者が取得しました償却資産に対しまして、平成24年度から平成26年度までの3年間、課税免除を行っております。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 報告第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の8ページをお開き願います。

報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたため、令和6年3月30日付で専決処分を行い、同日付で交付した上で、令和6年4月1日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては、地方税法に合わせた字句の修正及び株式等に係る譲渡所得につきまして、一般株式等と上場株式等に分けたものでございます。

以上につきましては地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 報告第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第6、報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の9ページをお開き願います。

報告第9号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）ご説明申し上げます。

要旨でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じたため、令和6年3月30日付けて専決処分を行い、同日付で交付した上で、令和6年4月1日から施行したものでございます。

改正の内容につきましては1点目、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げたものでございます。

2点目は、国保税の軽減世帯を拡充するため、軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を引き上げたものでございます。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、承認を求めるものでございま

すので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 報告第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第9号は原案のとおり承認されました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第7、報告第10号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） 説明資料の10ページをお開き願います。

報告第10号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）ご説明申し上げます。

要旨でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行されることに伴い、南部町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和6年5月17日付で専決処分したものでございます。

改正の内容でございますが、条例内で定めている用語の定義を、改正後の法律に即したものに改めたもので、マイナンバーの取り扱いに関する住民の生活や職員の業務などへの影響はないものであります。施行日は、法の施行日と同じ令和6年5月27日であります。

以上のとおり専決処分したことについて地方自治法の規定に基づき、ご報告申し上げ、承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。小橋昭裕君

○3番（小橋昭裕君） 議案書でいうと70ページです。この専決処分ですけども5月17日に専決されています。法の施行日などは5月27日、10日ほどありますけども、その間には5月24日に私たち議員全員協議会を開いていましたが、専決理由が議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分ということなんですけど、時間的余裕がなかったのでしょうか。この辺をちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（工藤正孝君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時25分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長

（午前10時26分）

○総務課参事（西舘昌男君） ただいまのご質問、専決処分の日時と施行日までに10日間の期間があるのであれば、議会を招集した方がよかったのではないかとというご質問だと思います。

今回確かに小橋議員おっしゃるとおり、10日間という期間がございましたので、今後このよう

に期間がある場合は、議会とも相談させていただきまして、招集の可否について検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 報告第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第10号は原案のとおり承認されました。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第8、報告第11号、令和5年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元に議案書のご用意をお願いします。

議案書の72ページをお開き願います。

報告第11号、令和5年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和５年度南部町一般会計予算に計上した事業のうち、令和６年度に繰り越した経費が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書により報告させていただくものでございます。

73ページをご覧ください。

２款１項の令和６年度税制改正定額減税対応業務事業から11款２項の公共土木施設災害復旧事業までの６事業、総額6,094万3,000円について、表記載の財源を持って令和６年度に繰越して実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで、報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第９、報告第12号、令和５年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） それでは、議案書の74ページをお開き願います。

報告第12号、令和５年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

下段の報告理由に記載のとおり継続費を設定しております、あかね浄化センター建設事業の令和５年度事業費のうち、令和６年度に繰り越しする事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものであります。

75ページをお開き願います。２款１項、公共下水道建設費のあかね浄化センター建設事業に係

る令和５年度継続費予算現額４億４４８万４,０００円のうち、年度内に支出が終わらなかった事業費１億１,８１５万８,０００円を翌年度に逓次繰越するもので、繰越額の財源内訳は、表の右側に記載しているとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで、報告第１２号を終わります。

◎報告第１３号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第１０、報告第１３号、令和５年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） それでは議案書の７６ページをお開き願います。

報告第１３号、令和５年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

下段の報告理由に記載のとおり、令和５年度南部町公共下水道事業特別会計について、令和６年度に繰り越しする事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものであります。

７７ページをお開き願います。

１款１項、総務管理費の下水道事業債元利償還基金積立金につきまして、予算現額６３７万２,０００円を翌年度へ繰り越しするもので、繰越金の財源は全額県補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで、報告第13号を終わります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第11、報告第14号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） それでは、議案書の78ページをお開き願います。

報告第14号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

下段の報告理由に記載のとおり、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計について、令和6年度に繰り越しする事業費が確定いたしましたので、繰越計算書により報告させていただくものであります。

79ページをお開き願います。

1款1項、総務管理費の高橋地区農業集落排水管路移設事業につきまして、予算現額1,353万円を翌年度へ繰り越しするもので、繰越金の財源は一般財源であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで、報告第14号を終わります。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第12、報告第15号、令和5年度南部町地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（藤原正利君） 議案書の80ページをお開き願います。

報告第15号、令和5年度南部町地方卸売市場特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和5年度南部町地方卸売市場特別会計予算に計上した低温売場建設事業費のうち、令和6年度に繰り越した経費が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、繰越計算書によりご報告させていただくものでございます。

81ページをお開き願います。

1款1項の令和5年度低温売場建設事業費1,443万4,000円について、表記載の財源をもって、令和6年度に繰り越しし、実施するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで、報告第15号を終わります。

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第13、報告第16号一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況につ

いてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 報告第16号、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてご説明申し上げます。

議案書の82ページをお開き願います。

本件は、地方自治法の規定に基づき、一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況を説明する書類を提出し、経営状況について 議会に報告するものでございます。

それでは、令和5年度の事業報告をご説明申し上げますので、別添資料「一般財団法人南部町健康増進公社の経営状況について」をご準備いただき、2ページをお開き願います。

初めに、組織及び運営状況でございますが、設立・組織の改廃状況、評議員会及び理事会の開催状況は、記載のとおりでございます。

次ページ、3ページをお願いいたします。

令和5年度事業の実施状況でございますが、1温泉保養館バーデハウスふくちの管理運営状況、（1）公益事業から5ページをお開き願います。

ページ中段、（9）職員研修事業の状況までは、記載のとおりでございます。

（10）利用者の状況は、前年比約10.4%、18,371名増の19万3,767名でございます。

利用者が増えた主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う規制緩和と「青森県老人クラブ連合会向け宴会企画」や「星ふる夜ランタンの光ゆらめくりんご風呂」など、健康増進公社独自の集客企画によるものでございます。

ページ下段、（11）収支の状況は、収入1億454万円に対し、支出1億19万円で、差し引きは435万円でございます。

次ページ、6ページをお開き願います。

2 総合交流ターミナルアヴァンセふくちの管理運営状況でございますが、（1）利用者の状況は、前年比約9.9%、551名減の4,996名で、宴会・会合は、前年比約172.9%、1,060名増の1,673名でございます。

一般利用者が減った主な要因につきましては、青森県の旅行支援事業が終了したことによるもので、「なんぶバーデ満喫宿泊パック」などの健康増進公社独自の宿泊企画や大会・合宿などの利用団体は増えてございます。

次ページ 7ページをお願いいたします。

ページ中段、(5)収支の状況は、収入2,830万7,000円に対し、支出2,210万5,000円で、差し引きは620万2,000円でございます。

3ふくち屋外プールの管理運営状況でございますが、ページ下段、(4)利用者の状況は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、町内小・中学校児童・生徒の利用が増えたことにより、前年比約224.4%、597名増の863名でございます。

次ページ、8ページをお開き願います。

ページ上段、(5)収支の状況は、収入173万9,000円に対し、支出174万9,000円で、差し引きは、1万円の支出超過となっております。

4ふくちアイスアリーナの管理運営状況でございますが、ページ下段、(3)利用者の状況は、アイススケートで学校などの団体貸切が増えたことにより、前年比約8.7%、3,138名増の38,961名でございます。

次ページ、9ページをお願いいたします。

ページ中段、(6)収支の状況は、収入2,908万9,000円に対し、支出2,611万3,000円で、差し引きは297万6,000円でございます。

5レストランの運営状況でございますが、(1)営業の状況、レストラン飲食の提供は、前年比約6.1%、937名増の16,072名、宿泊及び合宿食事提供は、前年比約16.5%、1,439食減の7,314食、宴会飲食の提供は、前年比約135.0%、104件増の181件でございます。

ページ下段、(3)収支の状況は、収入4,637万6,000円に対し、支出4,143万円で、差し引きは、494万6,000円でございます。

次ページ、10ページをお開き願います。

こちらは、これまで説明いたしました部門別の収支状況で、5つの部門の収入合計は、収入の表、右の合計欄1番下、2億1,005万1,000円で、支出合計は支出の表右の合計欄1番下、1億9,158万7,000円で、収支は、前年度比約7.9%、135万5千円増の1,846万4,000円でございます。

次ページ、11ページから14ページまでの別紙1から別紙4は、令和5年度各部門の月別利用者数の状況で、15ページから18ページまでは第32期の決算報告書となりますので、後ほどご覧くださるようお願いいたします。

19ページから23ページまでの参考資料は、各部門開設以来の年度別入館者数、利用者数、宿泊者数の推移状況でございます。

報告第16号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで、報告第16号を終わります。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第14、議案第53号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の11ページをお願いいたします。

議案第53号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、町独自に令和2年度から実施しております、国保税1万円の減税について、今年度においても電気食料品等の価格高騰による生活費の負担増を踏まえ、国保被保険者を経済的に支援するため、引き続き同じ内容で減税を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、これまでと同じく、被保険者に係る基礎課税額の均等割額2万6,400円を16,400円に1万円引き下げ、それに伴う軽減額に関する条項も改正するものでございます。

なお、減額分につきましては、国保財政調整基金を取り崩し、対応することとしております。施行日は公布の日であります。

議案第53号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長(工藤正孝君) 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長(工藤正孝君) 議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第15、議案第54号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 議案説明資料の12ページをお開き願います。

議案第54号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準に従って規定している本条例について所要の改正を行うもの

です。

改正の内容ですが、保育所等の職員の配置基準を改めるもので、満3歳以上、満4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改めるものです。

施行日は公布の日。経過措置といたしまして、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、なお従前の例によることができるとするものでございます。

なお、当町に該当する保育施設等はございません。

議案第54号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第16、議案第56号、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西舘昌男君） 説明資料の15ページをお開き願います。

議案第56号、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてご説明いたします。

趣旨であります。令和6年度から導入される国税である森林環境税の賦課徴収は、市町村において個人住民税均等割と併せて行うとされたため青森県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えなければならないことから、青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

報告第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第17、議案第57号、令和6年度南部町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(菅谷信也君) それでは議案書のご用意をお願いいたします。

議案書の95ページをお開き願います。

議案第57号、令和6年度南部町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に3億2,871万7,000円を追加し、予算総額を118億4,431万7,000円とするものでございます。

98ページをお開き願います。

第2表、継続費は展示収蔵施設整備事業の実施設計が完了したことにより、令和6年度に5億866万円、令和7年度に3億4,937万1,000円、総額8億5,803万1,000円の2か年度にわたる継続費を新たに設定するものでございます。

次に104、105ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

上段、2款1項、総務管理費の1目一般管理費は、児童手当制度改正に対応するための人事給与システム改修業務費用として77万円を計上し、財源として国の子供子育て支援事業費補助金を77万円充当するものです。

2款1項総務管理費の2行目、7目地方創生推進費は、本年10月に開村20周年を迎える達者村の記念事業として、20周年記念グッズを作成するために207万5,000円を計上し、財源として町村

の魅力発信事業助成金を200万円充当するものです。

中段、2款2項徴税費の1目、税務総務費は、国の物価高騰対策事業として行う、所得税3万円、住民税1万円の定額減税により、減税しきれない分を調整給付する定額減税調整給付金事業として、1億5,739万3,000円を計上し、財源として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億5,739万3,000円充当するものです。

下段、3款1項社会福祉費の1目社会福祉総務費の3節職員手当等から次のページの12節委託料までと18節の補助金のうち、住民税非課税世帯等臨時給付金事業は、令和6年度に新たに住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対し、10万円を給付。その世帯に18歳以下の子供がいる場合、子供1人につき5万円を給付する住民税非課税世帯給付金事業として、4,714万2,000円を計上し、財源として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を4,714万2,000円充当するものです。

また、補助金の説明欄の1行目、屋内ゲートボール場修繕事業は、社会福祉協議会が行う照明や人工芝の部分補修などの工事費に対する補助金として、249万円を計上。その下の民生児童委員協議会活動費は、民生委員活動費の単価が見直されたことから、11万7,000円を追加し、財源として県補助金を11万7,000円充当するものです。

2段目、3款2項3目学童保育費に、名川小学校近くの学童クラブの園庭を子供たちが安全に遊べるように整地するための経費として77万7,000円を計上しています。

3段目、4款1項保健衛生費の3目予防費は、65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの基礎疾患のある方を対象とした新型コロナウイルスワクチン定期接種費用として5,156万5,000円を計上し、財源として、ワクチン生産体制等緊急整備基金からの助成金を3,112万5,000円充当するものです。次の8目健康対策費に新たにがん検診初回精密検査事業として71万3,000円を計上し、財源として県補助金を事業費の2分の1である35万6,000円を充当するものです。

下段の6款1項5目果樹振興費は、県りんご産業基幹青年養成事業への参加希望者が2人から3人に増えたことにより、24万2,000円を計上するものです。

108、109ページをお開き願います。

2段目の7款1項1目商工費は、町単独による物価高騰対策事業として、全町民1人3,000円分の商品券を給付する物価高騰支援商品券給付事業の経費6,232万5,000円を計上するものです。

3段目の9款1項3目防災費は、馬淵川河川監視カメラ画像閲覧装置の不具合を解消するための更新費用114万円を計上するものです。

下段の10款1項2目事務局費の1節は、学童クラブやスポーツ少年団、中学校の部活動などの

放課後活動に参加していない児童生徒の居場所を試験的に開設する事業の講師費用として64万8,000円を計上するものです。

12節は旧小中学校であった6施設における草刈りなどの環境整備を、利用者団体に委託する事業の経費として132万円を計上するものです。

ページを戻っていただきまして、102、103ページをお開き願います。

歳入のうち、特定財源として充当されるものについては、歳出でそれぞれ説明したとおりでございますが、本補正予算の不足する財源につきまして、3段目18款2項1目、財政調整基金を8,981万4,000円取り崩し対応するものでございます。

議案第57号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。八木田憲司君。

○11番（八木田憲司君） ページ数ですけども109ページですね。

18節補助金の4,950万、物価高騰支援商品券給付事業ですね。これに関して私、全協のときにちょっとお伺いしたんですけども、昨年実施した50％プレミアムの商品券を発売しましたけども、これは今年はどういうふうになるかといったときに、まだ検討中だというお話を伺いました。

それで私この3,000円を全員に給付するすごくいい事業だなと思ってましたけども、ただ去年のプレミアム商品券を利用してですね、進学する中学校の子供たちとか小学校に入学する子供たちの入学にかかる経費ですね。だいたい学生服とかそういう制服買ったりするときの経費がたぶん去年のプレミアム商品券でだいぶ助かったなという印象がありました。

それで、5日の日、工藤愛議員も子育て支援ということで、0歳から2歳までの保育料無償化というものを質問しましたけども、これからまた子育て支援を、先ほど5日答弁の中で町長がおっしゃっておいりましたけども、そういう入学にかかる経費に対しての助成というものをこれからもし検討いただけないかなと思ひまして、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思ひます。

○町長（工藤祐直君） 先般工藤愛議員さんから保育料等の無償化の考えとご質問があったわけなんですけども、現在何点か子育て支援の部分は担当課と既に今検討しております。

ただ、まだここで何をと言える段階ではありませんので、それぞれ議員の皆さんもあっちがいい、こっちがいいということになるでしょうから、ここは少し私の方で、当然保護者の方々等の

意見を、私もいろんな保護者の方々とも会う日がありますんで、そういう意見も今までも聞いてきて、子育て支援をしてきたつもりでもありますし、県からの交付金で8割くるわけですが、その上限というのは、南部町の場合1年間で4,500、4,600万円が補助金としての上限額になります。

その枠内でやるためには、何と何ができるのか、さらには町の持ち出しをさらに出しても、やはりこれとこれはやるか。これはこれから来年度に向けていきますんで、今の段階で何をということはまだ申し上げられないという状況であります。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。工藤愛君

○4番（工藤愛議員） ページは108、109ページ。10款教育費、1項教育総務費、事務局費について、施設管理業務、12節委託料、施設管理業務に関して伺います。

こちら説明の中で廃校になった施設の整備事業として、132万円を分配するということですけども、これ1施設あたりに普通に単純に割ると1回あたり7万円なんぼという、8万弱ぐらいの金額になるかと思うんですけども、こちらっていうのは基本的には均等に割り振りするものなんでしょうか。それとも、例えば出す機械とかですね、燃料費だとか、設備に応じて出す計画にされているのかそこをお伺いします。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それではただいまのご質問にお答え申し上げます。

廃校の草刈り業務の委託につきましては1箇所当たり、基本的には1回6万円と考えてございます。それで年3回でございます。

ただ名川南小学校につきましては、校舎の敷地が広いものですからそれは1回あたり8万円として算定してございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 工藤愛君。

○4番（工藤愛議員） はい、ご答弁ありがとうございます。

ちょっとご質問なんですけども、ちょっと自分が個人的に南部まつりの実行に関わっているも

のですから、向小の草刈り業務ってことでお話いただきまして、去年は完全なボランティアでやっていた、ほかの場所もそうだと思うんですけども、ボランティアで行ったところにしっかりと予算をつけていただいたということで大変感謝しております。

ただですね今年あがってきたのがもう少し少ない金額だったなというふうに思ってるんですけど、1回6万円ではなかったなと思うんですけども、そちらがですね他の団体と共同でやるものなのか、例えば剣道部とかですね。常に使ってるものですから草刈りとかいろんな団体がやってるケースがあると思うんですけども、そちらが複数の団体に分配しているケースがあるのかどうかというのを伺います。

○議長（工藤正孝君） 学務課長

○学務課長（北上隆広君） 1箇所の廃校につきまして複数というのは、ございません。

1箇所につき1団体にご依頼申し上げるということでございます。以上であります。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） 予算書の108、109ページの教育費の報酬についてなんですけども、これは子供の居場所試験的開設事業ということでその報酬ということで予算があがってましたが、これ、かなり子育て世帯にはかなり興味がある事業ということで、ちょっと名川地区だけっていうのはちょっと残念ですけども、今回試験的にやるということなんで、試験的っていうことで試験的の期間としてどのくらいをみているのか、また試験的っていうことであれば、成果ですね、結果をどのくらいの期間で報告してもらえるのか。またその間に福地地区、南部地区の父兄の方からうちの地区でもやってほしいという要望があった場合は、どういう対応する予定なのかをお聞きしたいです。

○議長（工藤正孝君） 学務課長

○学務課長（北上隆広君） それではただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず試験的開設の期間でございますけども、いったん開設時からおおむね半年を考えてございます。半年の状況を見まして年度末まで延ばすかどうかというところを実施者とともに協議して

まいりたいと考えております。

続きまして、成果につきましてですが、実施内容というのは基本的に学校の宿題を見る時間を確保する、そして今日やった授業の復習をしてもらうその支援をしてもらうということが中心となります。検証につきましてはそれらがきちんに行われているか、あるいは通所の児童生徒がどれだけいるかといったところも検証してまいりたいと思います。

また他の地区への波及につきましては、まず先行事例として実施しまして、もちろん当初から公募はいたします。名川地区だけでなく福地地区も南部地区も公募いたします。

ただ、なかなかこれからすぐ着手ということはおそらく他の地区はいかないと思いますので、名川地区でまず先行事例として実施していただきまして、そのノウハウとか、あるいは課題が生じるとしますので、それらを解決策を考えながら他の地区にも波及してまいりたいと考えております。

なお、他の地区でも実施の動きがまいりましたら、予算の方も足りなくなりますので、また補正予算をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（工藤正孝君） 皆様、休憩しますか。

（「はい」の声あり。）

○議長（工藤正孝君） 11時25分まで休憩いたします。

（午前11時9分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで学務課長より発言の申し出がありますので、これを許します。学務課長。

（午前11時25分）

○学務課長（北上隆広君） それでは、先ほどの補正予算にございました子供の居場所試験的開設事業につきまして補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、この試験的開設事業につきましては、町民からまず企画の提案が去年の12月だったと記憶してございますけれども、その提案がございました。ある程度の企画書を作成されて提出がございました。その際、地域で児童見守る際はこういった手続きが必要かとか、あるいは方法などはないかということを相談を受け、ここからのスタートでございまして、町民の方から地域の子供を地域で見守っていきたいというような提案から協議が始まった事業でございます。その旨をお伝えしたいと思ひまして補足説明させていただきました。

以上でございます。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第58号、令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の111ページをお開き願います。

議案第58号、令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ99万円を追加し、予算の総額を22億331万9,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正であります。114ページをお開き願います。

昨年12月定例会で包括業務に係る限度額を1,050万円と設定させていただきましたが、委託先からレセプト点検業務従事者の確保が困難との申し出があったことから、委託を取りやめ、会計年度任用職員により直営で実施することとしたため、限度額を410万円減額し、変更後の限度額を640万円とするものでございます。

補正内容であります。初めに歳出からご説明いたします。

120、121ページをお開き願います。

1款1項1目の一般管理費ですが、レセプト点検業務を包括業務委託料から会計年度任用職員により直営で実施することとしたため、12節の包括業務委託料を410万円減額し、会計年度任用職員の2節から18節までの人件費総額350万5,000円の増額による相殺で79万5,000円減額。11節役務費に被保険者への加入者情報通知を特定記録郵便で対応するための通信運搬費を79万5,000円増額。12節委託料に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修業務を99万円増額するもので、歳出合計で99万円を増額するものです。

続いて歳入をご説明いたします。

118、119ページにお戻り願います。歳出のシステム改修費の特定財源といたしまして、8款1項2目に社会保障・税番号制度システム整備費補助金を99万円増額するものでございます。

議案第58号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第19、「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第20、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、お手元に配付しております申し出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し入れた通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長(工藤正孝君) 日程第21、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(工藤正孝君) お諮りします。本日町長から議案第59号、工事請負契約の締結について(福地橋橋梁補修7号工事)の議案1件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。議案第59号の議案1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午前11時31分)

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程はお手元に配付のとおりです。

(午前11時32分)

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 追加日程第1、町長追加提出議案提出理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） それでは本日追加提案いたしました、議案1件につきましてご説明申し上げます。

議案第59号、工事請負契約の締結についてであります。福地橋橋梁補修7号工事の請負契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議のうえ、何卒、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 町長追加提出議案提出理由の説明が終わりました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第2、議案第59号、工事請負契約の締結について（福地橋橋梁補修7号工事）を議題とします。

本案について、地方自治法第117条の規定により、2番夏堀剛充君は除斥の対象になりますので、

議場からの退席を求めます。

(夏堀剛充議員 議場から退席)

○議長（工藤正孝君） 本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） それでは、追加提案説明資料の３ページをお開き願います。

議案第59号工事請負契約の締結について（福地橋橋梁補修7号工事）についてご説明いたします。

契約の相手方は、南部町大字苫米地字殿村9番地5、夏堀工務店株式会社、代表取締役夏堀陽子。請負代金は、8,934万2,000円。落札率は89.88%。条件付き一般競争入札で行われ、入札業者等は、４ページの入開札一覧表のとおりであります。

工事の内容であります。工事の施工延長は50メートルであります。福地橋の総延長は、50メートル掛ける4スパンの200メートルであります。今回の工事は国道104号線から4スパン目の最後の区間となります。

施工内容は、橋げたの鉄骨部材の再塗装、床板の表面保護、橋脚と橋げたの接続部材である支承と呼ばれる部材の取り替えのほか、足場などの仮設工を行うものであります。

工期は町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和7年2月28日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（工藤正孝君） 討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり承認されました。

ここで夏堀剛充君の議場への復帰を認めます。

（夏堀剛充議員 議場へ復帰）

◎閉会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで閉会にあたり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（工藤祐直君） 第124回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は6月3日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

追加提案いたしました案件も含め全ての案件につきまして慎重審議をいただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

補正予算のご議決をいただきました物価高騰対策に係る各事業につきましては、町民の皆様に速やかに支援をお届けできるよう、実施に向けた作業を進めてまいります。

さて、町では南部手踊り発祥の地として、南部手踊りと南部七大民謡を無形民俗文化財に指定し、南部七唄七踊りとして全国大会を開催するなど、郷土芸能の保存・振興とともに、地域資源を生かした観光振興に取り組んでいるところでありますが、去る2月25日に開催された第53回青森県手踊名人決定戦において、当町の川守田敦生さんが名人位を獲得され、子どもの部では小山田結南さんが準優勝されました。

また、3月17日に開催された第69回青森県民謡王座決定戦において、西塚繭子さんが民謡王座

を獲得されました。

それぞれの分野において、日々の稽古で研さんを積み重ね、その努力によって大きな成果を上げられましたことに敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、100年以上も前から受け継がれてきた町が誇る文化、伝統芸能の振興のため、今後ともご活躍されることを期待するものであります。

町といたしましても、郷土芸能保存会と連携しながら、町内の小・中学生を対象とする「南部七唄・七踊り・三味線こども教室」を開催し、後継者の育成に取り組んでいるところであり、今後も継続してまいりたいと考えているところであります。

次に、郡総合体育大会についてであります。6月2日に先行開催されましたボウリング競技を皮切りに、第76回三戸郡総合体育大会が明日と明後日の2日間、新郷村を主会場に開催されます。

昨年度の第75回大会では、南部町が7競技を制して総合優勝を果たし、初の総合5連覇を達成いたしました。

本年度は14競技、17種目に選手・役員、総勢228名の南部町選手団の皆様が、総合6連覇をかけて出場いたします。

選手団の皆様には、日頃の練習の成果をいかに発揮していただくとともに、スポーツの力で、南部町を盛り立てていただくことを期待するものであります。

また、翌週の6月15日からは、第1回三八中学校体育大会夏季大会が開催されます。

今年から全ての競技が三戸郡及び八戸市内の中学生で競われることとなり、大会の規模が大きくなりましたが、町内中学校生徒の活躍に期待するところであります。

特に3年生にとっては、最後の大会でありますので、何よりも悔いのないように、全力を出しきっていただきたいと願うものであります。

次に町営地方卸売市場のセリ場内に整備を進めていた低温売場ではありますが、来週14日に完成セレモニーを行い、同日から稼働する予定としております。

今年も4月から気温の高い日が多く、夏場の高温が予想されるところではありますが、荷受けした野菜等を、10度から20度を目安に温度管理された低温売場で保管し、セリ売りすることにより、高温による品質低下を防ぐことが可能となります。

生産者の皆様が生産した農作物を、しっかりと鮮度を保ち、高い品質で流通させることで、より活発な取引につながることを期待されるものであります。

次に、熱中症対策についてであります。地球沸騰化と言われるほど地球の平均気温の上昇が続く中、国では熱中症対策の強化に向け、気候変動適応法を改正し、現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法的に位置付けるとともに、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に関わる重大な被害が生ずるおそれがある場合には、1段階上の「熱中症特別警戒情報」を発表することとしたところであります。

熱中症に関する警戒情報につきましては、八戸圏域の市町村で運用している八戸市安全・安心情報システム「ほっとスルメール」を通じて配信するほか、特別警戒情報など特に注意を要する場合は、防災行政無線も活用し、町民の皆様へ速やかに周知するとともに、予防行動が必要であることを呼びかけることとしております。

また、町ではこれまで熱中症対策として、7月から9月までの3か月間、平日において、いちょうホールなど町内5か所の施設を一般開放しておりましたが、今回の法改正に合わせまして、これまでの平日に加えて、土日祝日においても一般開放することとしたほか、同施設を特別警戒情報発表時の避難所となる「クーリングシェルター」に指定したところであります。

これらにつきましても、多くの町民の皆様にも有効に活用していただけるよう、町ホームページや広報紙に掲載するほか、熱中症に関する警戒情報と併せて、ほっとスルメールなどにより周知してまいります。

また、令和3年3月に日本郵便株式会社東北支社と締結した「包括連携協定」に基づき、簡易郵便局を除く町内の郵便局を、クーリングシェルター等として活用していただきたいとの申し入れがあり、具体的な運用方針について協議を進めていく予定でございます。

改めてまず本議会ご議決いただきましてありがとうございます。教育委員会の方から先ほど補足がありましたけれども、補足の補足という形で私から一つだけ述べさせていただきます。

今回の提案はまさに住民からの提案型を私どもも受け入れたと。そして内容については一緒に協議をさせていただいたものであります。

そのことからまず試験的に実施をするということで今後、南部地区、福地地区いろいろ動いてみて、意見が出てくるだろうと思っております。

ただここで一つだけご理解をいただきたいのは、あくまでも住民提案型で計画書も自ら作って動いてくれた。そしてまた教師についても、自分たちが説明をして、しっかり協力してくれる先生方を確保して、話を持ってきていただいたと。このことが早い私どもの実行につながったわけでありますので、一概に名川地区でやってるんでやってくださいという要望だけでは、なかなか厳しいものもあると思います。

やはり自分たちの責任を持ってしっかりと企画を整えていただくことによって私どもも次の段階に早く進むことができると。ここだけはぜひご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

結びに、これから梅雨の季節を迎え、蒸し熱くなってまいりますので、健康には十分にご留意いただき、町政の運営に対しましては、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございます。

○議長（工藤正孝君）　ここで閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月3日から本日まで5日間でありましたが、議員各位には議会運営にご協力をいただきまして、ここに閉会の運びとなりました。議長として厚く御礼を申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして深く感謝申し上げます。

議員各位から表明された提言意見等を踏まえながら、事業展開に邁進されますよう、町長をはじめ、理事者各位にお願い申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもちまして、第124回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時49分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 正 孝

署名議員 山 田 賢 司

署名議員 八木田 憲 司

